平成 30 年度 長野県民交通災害共済組合事業計画

1 事 業

(1) 見舞金の支払い

共済の加入者(会員)が交通事故により災害を受けた際、共済見舞金、障がい見舞金 及び遺児見舞金を支払う。

共済見舞金 会員が交通事故による災害で受傷した場合

・実入通院日数により算定し2万円~100万円 (人身事故扱いの事故証明書によらない場合は上限5万5千円、死亡50万円)

<u>障がい見舞金</u>会員が交通事故による災害が原因で身体障がい1~3級、 精神障がい1級に認定された場合

・20万円~40万円 (人身事故扱いの事故証明書によらない場合は半額)

遺児見舞金 会員が交通事故で死亡し、生計を一にする義務教育終了 前の遺児がある場合

・遺児1人につき30万円

(2)加入促進

ア 広 報

(ア) チラシ配布

平成31年度会員の加入促進のため、各世帯1枚、子ども1人につき1枚のチラシを家庭または学校等に配布する。

(イ) テレビコマーシャル

交通災害共済制度をテレビの媒体を通じて周知し、加入促進を図る。 加入募集時期(2月~3月)に併せてコマーシャルを流すことにより効果的な 加入促進をねらう。

(ウ) 新聞折込

加入募集時期に、信濃毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、 長野日報、日経新聞に1回(3月頃)チラシを折り込む。

(エ) ポスター

ポスターの掲示により、窓口・連絡先等の周知を図り、加入・請求促進を目標とする。医療機関などへの掲示を働きかける等、掲示箇所の拡大を目指す。

(オ) ホームページ

組合のホームページと各市のホームページとをリンクさせながら交通災害 共済制度を広く PR する。また、職員専用ページを活用し、交通共済事業に係 る情報を共有し、円滑な事務処理の促進を図る。

(カ)のぼり旗の設置

のぼり旗の市役所窓口及び庁舎への設置を引き続き行い、交通災害共済制度 について PR する。

(キ) 新 公用車への広告掲載

市内を移動する各市公用車に広告を貼付することにより、交通災害共済制度の周知を図る。

イその他

(ア) 自治会等役員向けのリーフレットの作成・配付

加入申込みの取りまとめを依頼している自治会等役員向けのリーフレットを 作成・配付し、当共済に対する理解と協力を求める。

(イ) アンケートの実施

効果的な加入促進を行うため、会員に対しアンケートを実施する。

(ウ) その他

組織市に事務局職員が出向き、加入促進、事務手続き等の相談に応じる。

2会議等の開催

(1)議会定例会

30年 8月23日(木) (長野県市長会総会開催日) 松本市

31年 2月 7日(木) (長野県市長会定例会開催日) 長野県自治会館

(2)組織市長会

30年10月17日(水) (北信越市長会総会前日 東御市・上田市周辺)

(3)担当課長会議、事務担当者会議等

30年 4月25日(水) 事務担当者会議 長野県自治会館

10月頃 事務研究会 長野県自治会館

31年 1月16日(水) 担当課長並びに事務担当者会議 長野県自治会館

(4)審 査 会

見舞金の額の決定に当たり疑義が生じたとき、その事故内容、見舞金の額等を審査するために随時開催する。

(5)新 制度検討会

平成31年度の実施に向け、時代に即した制度となるよう、制度上の諸課題を分析 し対応策を検討するため、制度検討会を設置する。組織市から5名の交通共済担 当課長を委員とし、3~4回程度開催する。

3 交 付 金

交通災害共済事務交付金

• 募集関係

【7月末現在の会員数(8月3日(金)までに組合に報告されたもの)を基に算出し、 8月31日(金)に交付】

4 そ の 他

(1) 見舞金の多数回請求者への注意喚起の徹底

見舞金請求者の見舞金支払状況を把握し、過去5年間で一定回数の見舞金請求があった場合に、請求者に対して文書による注意喚起を行い、交通事故被害の減少を図る。

(2)諸統計の整理・作成

見舞金支払いに係る諸統計の整理・作成を行い、制度改正の際の基礎資料とする。